

# 要領・規定等



## 全国がん登録 鹿児島県がん情報管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するに当たり、全国がん登録鹿児島県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん患者のがん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

### (管理責任者)

第2条 管理責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、知事が指定する。

### (全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第3条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は業務に従事する者（以下、「全国がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 全国がん登録従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第1号様式）を管理責任者に提出するものとする。

### (患者等への接触禁止)

第4条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

### (情報収集)

第5条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。

2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、鹿児島県がん登録室配送物等受渡簿（第2号様式）に記入し、当該病院等に対し、受領書（第3号様式）を返送するものとする。

### (登録室の管理)

第6条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者（以下、「登録室職員」という。）をあらかじめ指定する。
- (2) 管理責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。

(3) 作業責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 登録室の入室及び退室の管理については、以下のとおりとする。

(1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の入出口及び窓を施錠しておくものとする。

(2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。

(3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合は、入退室管理簿（第4号様式）に必要事項を記載し、誓約書（第5号様式）を提出した上で、作業責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。

(4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室入出口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

(書類等の管理)

第7条 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

(1) 登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び住所異動確認調査票、（以下、これらをまとめて「登録票類」という。）等の情報は、作業中の事故又は故障に備えて、予め別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、データ管理簿（第6号様式）に必要な事項を記載し、随時点検を行う。

(2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的破壊する。

2 コンピュータからの出力帳票の管理については、以下のとおりとする。

(1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票（以下、「出力帳票」という。）は、施錠したキャビネットに保管する。

(2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。

(1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。

(2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、手順書等管理簿（第7号様式）に必要事項を記載する。

(届出内容に関する病院等への照会)

第8条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等（以下「届出病院等」という。）への問合せが必要な場合は、当該届出病院等の医師又はがん登録担当者（以下、「届出医等」という。）に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 退職等の事由により、届出医等への連絡ができない場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

(コンピュータの端末機操作)

第9条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機（以下「端末」という。）による操作を行う。

(都道府県のがん情報の利用及び提供)

第10条 この要領で取扱う情報は、法の規定に基づき、利用又は提供することができる。なお、利用手続等については、別に定めるものとする。

(届出病院等への誤配通知)

第11条 管理責任者は、県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、当該病院等に通知し、適切な再送付を促すものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるものの他、全国がん登録鹿児島県がん情報の管理に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から適用する。

(第1号様式)

## 誓約書

私は、本件業務（鹿児島県がん登録）に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人情報に  
関し、がん登録等の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第111号）第28条第3項又は第5項（全  
国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務），第29条第3項又は第6項  
(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)，第52条，第53条及び  
第54条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、本件業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個  
人情報について、がん登録等の推進に関する法律の関係規定が適用されることを自覚し、本件業務の  
従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

説明した者 (公財) 鹿児島県民総合保健センター

企画経営部 がん登録室

室長 ○○ ○○

年 月 日

所属

職名

氏名

印

(公財) 鹿児島県民総合保健センター 理事長 殿

(第2号様式)

登録室責任者	作業責任者	作業担当者

## 鹿児島県がん登録室 配送物等受渡簿

\*種類区分：1 電子届出ファイル 2 登録票（紙）類 3（研究目的）照合用リスト

(第3号様式)

## 受領書

○第〇〇〇号  
〇〇年〇月〇日

医療機関名

代表者名

(公財) 鹿児島県民総合保健センター  
理事長 ○○ ○○

下記のとおり、鹿児島県全国がん登録届出票を受領しました。

### 記

受領年月日 ○〇年〇月〇日

受領媒体 CD-R／USBメモリ

届出形態 (全国がん登録電子届出票・全国がん登録CSVファイル)

届出件数 ○〇件

以上

(第4号様式)

登録室責任者	作業責任者	作業担当者

鹿児島県 がん登録室入退室管理簿

年　月					
日	入室時刻	所属	入室理由	承認印	確認印
	退出時刻	氏名			

(第5号様式)

## 誓 約 書

私は、がん登録室に入室するに当たり、登録室内で知り得たいかなる個人情報も今後一切口外せず、また、個人情報に関するいかなる資料も室外に持ち出さないことを誓約いたします。

年　　月　　日

所属

職名

氏名

印

(公財) 鹿児島県民総合保健センター 理事長 殿

(第6号様式)

登録室責任者	作業責任者	作業担当者

## 鹿児島県がん登録室データ管理簿

(第7号様式)

## 鹿児島県がん登録室手順書等管理簿

# 鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領

## (目的)

第1条 鹿児島県がん登録評価事業（以下「がん登録事業」という。）において、情報の提供に関する事務処理の明確化を行い、事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

## (運用体制)

第2条 県は、情報の提供依頼申出者に対する一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、それぞれの情報について知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置する。

- 2 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項に規定される知事の権限及び事務の委任を行った場合は、当該委任を受けた者において窓口組織を設置する。
- 3 窓口組織は、情報の保護等について、鹿児島県がん情報管理要領に規定する「業務手順」に基づき、業務を行うものとする。

## (情報及び定義情報等の保管、整備)

第3条 窓口組織は、情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、様式1により、当該機関内における情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握するものとする。

- 2 前項に規定する保管状況等の把握は年1回以上実施するものとする。

## (事前相談への対応)

第4条 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡及び相談等があつた場合、法の趣旨及び提供を申し出ることができる者、鹿児島県全国がん登録情報有識者会議（以下「有識者会議」という。）による審査の要不要及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）並びに安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うとともに、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についての事前相談にも対応するよう努めるものとする。

## (提供依頼申出者からの申出文書の受付)

第5条 提供依頼申出者（法第20条に係る申出を除く。）は、情報の提供を求める場合、提供を求める情報の種類に応じて、様式2-1による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

- 2 法第20条に係る提供依頼申出者は、様式2-2による申出文書を、窓口組織に提出するものとする。

(提供依頼申出者)

第6条 提供を申し出ることができる者は次に掲げる者とする。

- (1) 法第18条第1項各号に規定される者
- (2) 法第19条第1項各号に規定される者
- (3) 法第20条に規定される者
- (4) 法第21条第8項及び第9項に規定される者

(提供依頼申出者の別と利用目的等の関係)

第7条 提供依頼申出者別に、提供を申し出ることのできる情報等については、別表1「提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。

(申出時に必要な添付書類等)

第8条 申出時に必要な添付書類は次のとおりとする。

1 提供の申出に係る調査研究の目的が、「都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究」のための場合、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該情報をを利用して実施する調査研究（法第18条、第19条並びに第21条第8項及び第9項に係る調査研究をいう。）が、申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する書類（様式3）

2 提供依頼申出者が、前項の目的のため、行政機関若しくは独立行政法人等から調査研究の委託を受けた者又は行政機関若しくは独立行政法人等と共同して当該調査研究を行う者（法第17条第1項第2号、第18条第1項第2号）に該当する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 調査研究等の委託等に係る契約書等の写し
- (2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写し

(3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、様式4－1を提出することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後は速やかに委託契約書及び覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

3 提供の申出に係る調査研究の目的が、「がんに係る調査研究（法第21条第8項及び第9項）」に該当する場合、次に掲げる事項を明らかにすることが必要である。

- (1) 法人その他の団体が提供依頼申出者である場合は、その代表者を提供依頼申出者とし、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。

(2) 個人が提供依頼申出者である場合は、当該個人を提供依頼申出者とし、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。ただし、複数の個人による申出の場合には、その代表者を提供依頼申出者とする。

(3) 実績を示すことが必要である場合（法第21条第8項）は、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類を添付する。

4 提供依頼申出者が、調査研究の一部を委託する場合は、以下の書類を添付するものとする。

(1) 委託に係る契約書の写し

(2) 前号のほか、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合は、当該覚書等の写し

(3) 前号に該当する場合であって、契約締結前である等の事情で委託契約書や覚書等の写しが添付できないときには、様式4-2を添付することで、委託契約書や覚書等に代替できるものとする。この場合、契約締結後に速やかに委託契約書や覚書等の写しを提出することとし、情報の提供が決定された場合には、当該写しの提出を確認した後に情報の提供を行うものとする。

(同意について)

第9条 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報の提供を受ける場合、生存者については、当該がんに罹患した者から都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ている必要があり、書面等の形式で適切に同意を得ていることが分かる書類を添付するものとする。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の「第5章第13 代諾者等からインフォームドコンセント等」に準じることとし、その旨が分かる書類を併せて添付するものとする。

なお、同意書には、次の各号の記載が必要である。

(1) 全国がん登録の説明

(2) 当該調査研究のため、がんに罹患した場合には、当該研究調査を行う者が、対象者の都道府県がん情報の提供を受けること

2 同意代替措置が講じられている場合について

申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に、当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の都道府県がん情報が提供されることについての同意は必要としない。

(1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上である場合

(2) がんに係る調査研究を行う者が、施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であることにより、同意を得ることががんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた

## 場合

- (3) がんに係る調査研究を行う者が、調査研究の対象とされている者の同意を得ることで、調査研究の結果に影響を与えることにより、円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
- 3 窓口組織は、前項第2号及び第3号の認定を受けようとする提供依頼申出者から提供の申出を受け付けた場合、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、当該研究への情報の提供に係る審査を有識者会議で行うものとする。

### (申出文書の形式点検)

第10条 窓口組織は、提供依頼申出者から申出書を受領した場合、様式5-1に基づき形式点検を行うものとする。

### (申出文書の審査)

第11条 前条の形式点検により、申出文書が点検内容に適合した場合は、有識者会議において、様式5-2により審査を行うものとする。ただし、法第20条に基づく病院等への提供に該当する申出の場合は、有識者会議の意見を聴くこととされていないが、窓口組織が前条の形式点検を行い、必要に応じて有識者会議の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、当該都道府県がん情報又は当該都道府県がん情報の特定匿名化情報の提供に該当する申出の場合は提供の決定について有識者会議の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、当該都道府県に係る匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合は当該匿名化及び提供の決定について、有識者会議の意見を聴くものとする。

### (申出文書等の記載事項の変更)

第12条 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更後の記載事項がある様式について改めて提出するものとする。

- 2 窓口組織は、前項の提出があった場合、必要に応じて有識者会議に意見を聴くこととする。ただし、提供依頼申出者及び利用者の組織名・役職名の変更等、形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更等であって、窓口組織に対し当該変更が生じる旨の連絡を電子メール、その他の適切な方法により行い、変更の応諾を受けている場合について、この限りではない。
- 3 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

### (審査結果の通知等)

- 第13条 知事は、有識者会議による審議の結果、申出を応諾した場合は、様式6-1により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 2 知事は、有識者会議による審議の結果、申出に応諾しない場合は、様式6-2によ

り速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、病院等への提供に該当する申出について、申出文書を受理後、様式6-3により速やかに提供依頼申出者に対して審査結果の通知を行うものとする。
- 4 知事は、これらの申請状況について様式6-4により適正に管理を行うものとする。

(情報及び定義情報等の提供)

- 第14条 窓口組織は、前条に規定する通知をした後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供等を行うものとする。
- 2 都道府県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、都道府県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

(情報の提供の手段)

- 第15条 窓口組織は、鹿児島県がん情報管理要領に規定する「業務手順」に従い、個人情報の保護に留意し、情報の提供を行うものとする。
- 2 窓口組織は、利用者に対し、法第25条から第34条まで、及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること、罰則が適用されることを必ず説明するものとする。

(調査研究成果の公表前の確認)

- 第16条 知事は、法第36条に基づき、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。
- 2 前項の報告があった場合、窓口組織は主に以下の点について確認し、必要に応じて有識者会議に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。
    - (1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと
    - (2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと
    - (3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること

(利用期間中の対応)

- 第17条 知事は、法第36条に基づき、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。
- 2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条に基づき情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

3 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第18条 利用者は、提供を受けた情報から生成されるもののうち、申出書類に添付した集計様式又は統計分析の最終結果以外のものについて、提供を受けた情報の定義情報等について、紙媒体等書面で残しているものは溶解等によって、また電子計算機等に記録が残っているものは電子媒体から速やかに消去したり、電子媒体 자체を粉碎したりすること等によって、できる限り復元困難な状態にするとともに、これらの利用後の処置について、様式7により、情報の提供を受けた窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置についても確実に廃棄が実施されているかについて疑義が生じた場合には、利用者から情報の取扱いに関する報告等により確認するものとする。

3 知事は、前項による報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。

4 知事は、前項の助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(利用実績の報告)

第19条 利用者は、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、提供を受けた情報の利用実績について様式8により報告を行うものとする。

(不適切利用への対応)

第20条 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等について、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第21条 知事は、法第42条に基づき、厚生労働大臣の求めに応じ、法第2章第3節の規定による情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(知事による情報の利用)

第22条 知事は、法第18条第1項に基づき、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、本県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用する場合は、有識者会議の意見を聴くものとする。

(法施行前の情報に係る取扱い)

第23条 知事は、法第22条第1項第1号に規定される情報の利用及び提供等について、第3条から第19条まで、及び第22条の規定を準用し取り扱うものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、鹿児島県がん登録事業における情報提供に係る事務処理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月8日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
○国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人 ○国の行政機関若しくは独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として省令第19条で定める者	国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	全国がん登録情報又は特定匿名化情報	第17条	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○都道府県知事からがん登録事業委託を受けた機関	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第18条	
○当該都道府県が設立した地方独立行政法人 ○地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該都道府県の住民であった者に係るもの	第21条第1項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ

○市町村の長 ○当該市町村が設立した地方独立行政法人 ○当該市町村又は地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ○上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	都道府県がん情報	第19条	
	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	第19条第1項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって、当該市町村の住民であった者に係るもの	第21条第2項	
	上記以外（がんに係る調査研究のため）	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
○がん係る調査研究を行う者	がんに係る調査研究を行うため	全国がん登録情報、都道府県がん情報又は匿名化が行われた全国がん登録情報、都道府県がん情報	第21条第3項、第4項、第8項及び第9項	
○病院等の管理者	当該病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため	当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報	第20条	

様式 1

都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の管理リスト関係

情報名	罹患年次	情報確定年月日	定義情報等			提供可否/根拠
			データレイアウト	コード表	備考	
都道府県がん情報年次確定集約情報 (登録情報)	2018 年	2021 年 2 月 2 日	有 (別紙)	有	最終生存確認日は 2018 年 12 月 31 日	法第 18 条, 法第 19 条, 第 21 条第 8 項
特定匿名化情報	2018 年	2021 年 2 月 2 日	有	有	最終生存確認日は 2018 年 12 月 31 日	第 21 条第 9 項
病院等への提供情報	2018 年	2021 年 2 月 2 日	有	有	最終生存確認日は 2018 年 12 月 31 日	法第 20 条

(別紙：様式 1 関係)

登録情報

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考
1	行番号	数値型	10	ファイル内で1から連番
2	提供情報患者番号	数値型	10	ファイル内で新たに採番する患者番号
3	多重がん番号	数値型	3	0:多重がんなし 1以上:多重の順
4	性別	文字列型	1	0:男女の診断 1:男の診断 2:女の診断
5	診断時年齢	数値型	3	集約診断日—集約生年月日にて算出, 999:不明
6	診断時年齢（小児用）	数値型	28	月齢, 9999:年齢不明
7	診断時患者住所都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード1～47
8	診断時患者住所保健所コード	文字列型	2	
9	診断時患者住所医療圏コード	文字列型	2	
10	診断時患者住所市区町村コード	文字列型	5	全国地方公共団体コード
11	診断時患者住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
12	側性	文字列型	1	1:右側 2:左側 3:両側 7:側性なし 9:不明
13	局在コード（ICD-0-3）	文字列型	4	ICD-0-3 局在（T）コードに準ずる
14	診断名（和名）	文字列型	128	集約局在コードに対応する和名
15	形態コード（ICD-0-3）	文字列型	4	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる
16	性状コード（ICD-0-3）	文字列型	1	ICD-0-3 形態（M）コードに準ずる
17	分化度（ICD-0-3）	文字列型	1	1:異型度I 高分化 2:異型度II 中分化 3:異型度III 低分化 4:異型度IV 未分化 5:T細胞 6:B細胞 7:ヌル細胞 非T・非B 8:NK細胞 9:異型度または分化度・細胞型が未決定, 未記載又は適用外
18	組織診断名（和名）	文字列型	128	形態コードと性状コードに対応する和名を合わせた和名
19	ICD-10 コード	文字列型	4	
20	ICD-10（和名）	文字列型	128	ICD-10 コードに対応する和名

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考
21	IARC-ICCC3 コード（小児用がん分類）	文字列型	6	小児用がん用分類
22	ICCC（英名）	文字列型	128	ICCC コードに対応する英名
23	診断根拠	文字列型	1	0:死亡者情報票情報のみかつ 診断根拠不明 1:原発巣の組織診 2:転移巣 の組織診 3:細胞診 4:部位特異的腫瘍 マーカー (AFP, HCG, VMA, 免疫グロブリンの高値) 5:臨床検査 6:臨床診断 9: 不明
24	診断年	文字列型	4	YYYY 形式
25	診断年月日	文字列型	8	YYYYMMDD 形式
26	診断日精度	文字列型	1	0:完全な日付 1:閏年以外の 2/29 2:日のみ不明 3:月を推定 4:月・日が不明 5:年を推定 9:日付なし
27	発見経緯	文字列型	1	1:がん検診・健康診断・人間 ドックでの発見例 3:他疾患の経過観察中の偶然 発見 4:剖検発見 8:その他 9:不 明
28	進展度・治療前	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明
29	進展度・術後病理学的	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 660:手術な し・術前治療後 777:該当せ ず 499:不明
30	進展度・総合	文字列型	3	400:上皮内 410:限局 420:領域リンパ節転移 430:隣接臓器浸潤 440:遠隔転移 777:該当せず 499:不明
31	外科的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不 明

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考
32	鏡視下治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
33	内視鏡的治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
34	外科的・鏡視下的・内視鏡的治療の範囲	文字列型	1	1:腫瘍遺残なし 4:腫瘍遺残あり 6:観血的治療なし 9:不明
35	放射線療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
36	化学療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
37	内分泌療法の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
38	その他治療の有無	文字列型	1	1:有 2:無 9:施行の有無不明
39	初診病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード
40	初診病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
41	初診病院保健所コード	文字列型	2	
42	初診病院医療圏コード	文字列型	2	
43	初診病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
44	診断病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード
45	診断病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
46	診断病院保健所コード	文字列型	2	
47	診断病院医療圏コード	文字列型	2	
48	診断病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
49	観血的治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード
50	観血的治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
51	観血的治療病院保健所コード	文字列型	2	
52	観血的治療病院医療圏コード	文字列型	2	
53	観血的治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
54	放射線治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード
55	放射線治療病院都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
56	放射線治療病院保健所コード	文字列型	2	
57	放射線治療病院医療圏コード	文字列型	2	

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考
58	放射線治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
59	薬物治療病院コード	文字列型	5	全国がん登録独自コード
60	薬物治療都道府県コード	文字列型	2	全国地方公共団体コード
61	薬物治療病院保健所コード	文字列型	2	
62	薬物治療病院医療圏コード	文字列型	2	
63	薬物治療病院住所コード	文字列型	11	全国町字ファイルの住所コードに準拠
64	原死因（ICD-10）	文字列型	4	ICD-10 コード
65	原死因（和名）	文字列型	128	原死因ががんの範囲のとき、ICD-10 コードに対応する和名
66	生死区分	文字列型	1	0:生存 1:死亡
67	死亡日/最終生存確認日 資料源	文字列型	1	未定
68	生存期間（日）	数値型	5	死亡年月日又は最終生存確認年月日と診断年月日から算出
69	DCI 区分	文字列型	1	1:DCI である 2:DCI でない
70	DCO 区分	文字列型	1	1:DCO である 2:DCO でない
71	患者異動動向（受療の自県完結率の指標）	文字列型	1	当該がんに関する情報の診断時患者住所都道府県と届出病院の都道府県が 1:すべて同一である 2:すべて異なる 3:一つでも異なる
72	患者受療動向（患者目線の受療動向の指標）	文字列型	1	当該腫瘍に関する情報の診断時患者住所都道府県と届出病院の都道府県が 1:すべて一致（自県病院のみ受診） 2:不一致を含む（他県病院にも受診）
73	統計対象区分	文字列型	1	国際規則に基づく 1:統計対象である 2:統計対象でない

	項目名（ヘッダ）	データ型	文字数	コード備考
74	生存率集計対象区分	文字列型	1	0:生存率集計対象外 1:生存率集計対象（性状コードが3で多重がん番号が最小） 2:生存率集計対象（区分1を除く第1がんを問わず性状3のもの） 3:生存率集計対象追加候補①（第1がんの性状0～2） 4:生存率集計対象追加候補②（第1がんを含まない性状0～2）
75	集計用市区町村コード	文字列型	5	集約患者診断時住所市区町村コードを、別途定義する定義テーブルによって、任意の年に存在する市区町村コードに置き換えたコード
76	死亡年月	文字列型	6	YYYYMM形式

様式 2-1

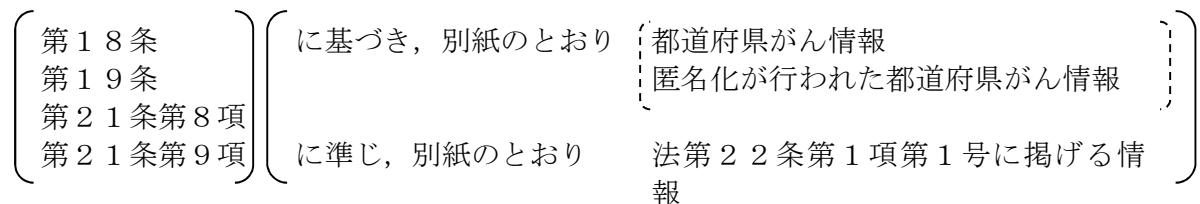
年 月 日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者 印

### 鹿児島県がん情報の提供について（申出）

のことについて、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）



の提供を申し出ます。

#### 【申出者の主体による分類】

第18条・・・・・ 都道府県知事による利用等

第19条・・・・・ 市町村等への提供

第21条第8項・・がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされていない情報）

第21条第9項・・がんに係る調査研究を行う者への提供（匿名化がされた情報）

#### 【情報の種類】

都道府県がん情報

匿名化が行われた都道府県がん情報

平成28年1月1日以降

の症例に係る情報

法第22条第1項第1号に掲げる情報・・平成27年12月31日以前の症例に係る情報

(別紙：様式 2－1 関係)

1 申出に係る情報の名称

都道府県がん情報

匿名化が行われた都道府県がん情報

法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報

※1 がんに係る調査研究を行う者が、都道府県がん情報及び法第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる情報の提供依頼の申出を行う場合は、生存者については、がんに罹患した者の同意を得ていること（法第 21 条第 8 項第 4 号）又は法附則第 2 条に基づく厚生労働大臣の認定を受けたことが分かる書類を添付する。

- 添付：同意取得説明文書、同意書の見本等
- 添付：厚生労働大臣の認定書等

※2 がんに係る調査研究のための都道府県がん情報の提供依頼申出者である場合（法第 21 条第 8 項）、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を 2 以上有することを証明する書類等を添付する。

- 添付：実績を示す論文・報告書等

2 情報の利用目的

(1) 利用目的

下記のどちらに該当するかが明確になるよう、具体的に利用目的を記載すること。

- ・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため

添付：様式 3、委託契約書等又は様式 4－1、研究計画書等

- ・がんに係る調査研究のため

添付：研究計画書等

(2) 法第 21 条に規定されている目的の研究である場合について

倫理審査進捗状況      承認済    ·    審査中    ·    その他

その他を選択した場合の理由：\_\_\_\_\_

倫理審査委員会

名称：\_\_\_\_\_ 委員会

承認番号：\_\_\_\_\_

承認年月日：\_\_\_\_\_

### 3 利用者の範囲（氏名、所属機関、職名）

□添付：様式2－3

□添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式4－2

氏名	所属機関	職名	役割
			例) 分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析 等

※利用者の人数に応じて、表を追加すること。

※所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

### 4 利用する情報の範囲

#### （1）診断年次

年から 年診断

#### （2）地域

鹿児島県 市・町・村

#### （3）がんの種類

例：胃

#### （4）生存確認情報

要・不要

イ 生存しているか死亡しているかの別 要・不要

ロ 生存を確認した直近の日又は死亡日 要・不要

ハ 死亡の原因 要・不要

#### （5）属性的範囲

歳以上から 歳未満

歳以上

### 5 利用する登録情報及び調査研究方法

#### （1）利用する登録情報

必要な限度で別紙に○をつけること

#### （2）調査研究方法（具体的に記載すること）

□ 添付：集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合

(1) で指定する登録情報等を利用して作成しようとしている集計表の様式案を添付すること。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合

実施を予定している統計分析手法並びに当該分析における(1)で指定する登録情報等の関係を具体的に記述すること。

6 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

例： 年 月 日まで又は提供を受けた日から5年を経過した年の12月31日までの期間の短い方

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

(1) 情報の利用場所

(2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(組織的)

\*以下、非匿名化情報の申請時のみ

\*□ 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。

(具体的に記載)

(物理的)

\*以下、非匿名化情報の申請時のみ

\*□ 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。

\*□ 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。

\*□ 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。

\*□ 機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダなど）は、他の業務と共にせず、  
利用場所内に設置している。

\*□ 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

(3) 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(技術的)

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを 8 衆以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものを使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ, CD-R など) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威（盗難、破壊、破損）、環境上の脅威（漏水、火災、停電）からの保護にも配慮している。

(具体的に記載)

\*以下、非匿名化情報の申請時のみ

- \* 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- \* 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測+ID・パスワード等の 2 要素認証としている。
- \* 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盗難防止策を講じている。

(具体的に記載)

(4) 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

#### 8 調査研究成果の公表方法及び公表予定期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定期を含めて全て記載すること。

例： 年 月頃 ○○がん学会学術集会にて発表予定  
年 月頃 ○○がん学会雑誌に論文投稿予定  
年 月頃 マスメディアに公表予定

#### 9 情報等の利用後の処置

例：情報の移送用のD V D : 裁断

サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物：物理的削除

試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物：溶解

#### 10 その他

事務担当者及び連絡先等を記載すること。

他、必要事項があれば記載すること。

## 県がん登録提供情報

2021年6月1日現在

項目番号	■項目セット名 項目名	選択	項目番号	■項目セット名 項目名	選択
	■基本提供項目	<input checked="" type="radio"/>		■発見経緯基本提供項目	<input type="checkbox"/>
1	行番号		27	発見経緯	
4	性別			■小児がん基本提供項目	<input type="checkbox"/>
5	診断時年齢		6	診断時年齢(小児用)	
7	診断時患者住所都道府県コード		21	IARC-ICCC3 コード(小児用がん分類)	
12	側性		22	ICCC(英名)	
13	局在コード(ICD-0-3)			■多重がん基本提供項目	<input type="checkbox"/>
14	診断名(和名)		2	提供情報患者番号	
15	形態コード(ICD-0-3)		3	多重がん番号	
16	性状コード(ICD-0-3)			■生存率基本提供項目	<input type="checkbox"/>
17	分化度(ICD-0-3)		66	生死区分	
18	組織診断名(和名)		67	死亡日/最終生存確認日資料源	
19	ICD-10 コード		68	生存期間(日)	
20	ICD-10(和名)		74	生存率集計対象区分	
23	診断根拠			■生存率選択提供項目	<input type="checkbox"/>
24	診断年		64	原死因(ICD-10)	
69	DCI 区分		65	原死因(和名)	
70	DCO 区分		76	死亡年月	
73	統計対象区分			■診断日詳細基本提供項目	<input type="checkbox"/>
			25	診断年月日	
			26	診断日精度	

区切り文字：タブ

囲い文字：なし

文字コード：Shift-JIS

ヘッダ：あり

拡張子：txt

\*集計統計利用(匿名化が行われた情報の提供)において、○○病院住所、診断時患者住所については、他のがん登録情報との組み合わせによっては、匿名性が著しく低下する恐れがあるため、利用者と合意の上で、研究目的に応じてさらに匿名化して提供しております。これら情報の提供を希望される場合は、十分に前もって事前相談をお願いします。

項目番号	■項目セット名 項目名	選択	項目番号	■項目セット名 項目名	選択
	■病期基本提供項目			【病院地理情報選択提供項目】	
28	進展度・治療前			■保健所区分	
29	進展度・術後病理学的		41	初診病院保健所コード	
30	進展度・総合		46	診断病院保健所コード	
	■治療項目基本提供項目		51	観血的治療病院保健所コード	
31	外科的治療の有無		56	放射線治療病院保健所コード	
32	鏡視下治療の有無		61	薬物治療病院保健所コード	
33	内視鏡的治療の有無		■医療圏区分		
34	観血的（外科的・鏡視下・内視鏡的）治療の範囲		42	初診病院医療圏コード	
35	放射線療法の有無		47	診断病院医療圏コード	
36	化学療法の有無		52	観血的治療病院医療圏コード	
37	内分泌療法の有無		57	放射線治療病院医療圏コード	
38	その他治療の有無		62	薬物治療病院医療圏コード	
	■受療動向基本提供項目		■所在地		
71	患者異動動向●		43	初診病院住所コード*	
72	患者受療動向		48	診断病院住所コード*	
39	初診病院コード		53	観血的治療病院住所コード*	
40	初診病院都道府県コード		58	放射線治療病院住所コード*	
44	診断病院コード		63	薬物治療病院住所コード*	
45	診断時病院都道府県コード		■患者診断時住所地理的属性選択提供項目】		
49	観血的治療病院コード		8	診断時患者住所保健所コード*	
50	観血的治療都道府県コード		9	診断時患者住所医療圏コード	
54	放射線治療病院コード		10	診断時患者住所市区町村コード	
55	放射線治療病院都道府県コード		11	診断時患者住所コード*	
59	薬物治療病院コード		75	集計用市区町村コード	
60	薬物治療病院都道府県コード				

●印の項目は、2022年以降提供予定

様式 2-2

年 月 日

鹿児島県知事 殿

医療機関名 :

施設長名 : 印

都道府県がん情報等の提供の請求について（申出）

このことについて、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）

〔第20条に基づき、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る都道府県がん情報  
第20条に準じ、別紙のとおり、当院が届出したがんに係る法第22条第1項第1号に掲げる情報〕

の提供を受けたく、申し出ます。

【申出者の主体による分類】

第20条・・・・病院等への提供

【情報の種類】

都道府県がん情報・・平成28年1月1日以後の症例に係る情報

法第22条第1項第1号に掲げる情報・・平成27年12月31日以前の症例に係る情報

(別紙：様式2－2関係)

1 情報の利用目的

がんに係る調査研究のための場合は、具体的に利用目的を記載すること。

- 院内がん登録のため

- がんに係る調査研究のため

添付： 研究計画書等

2 利用者の範囲（氏名、所属、職名）

添付：様式2－3

添付：調査研究の一部を委託している場合は、委託契約書又は様式4－2

【院内がん登録のため】

氏名	所属機関	職名	役割
			例) 責任者 入力作業 等

※利用者の人数に応じて、表を追加すること。

【がんに係る調査研究のため】

氏名	所属機関	職名	役割
			例) 分析結果解釈助言 提供依頼申出者 統括利用責任者 分析方法助言 分析 等

※利用者の人数に応じて、表を追加すること。

※所属機関が複数ある場合は、すべての所属機関及び所属する機関における職名又は立場を記載すること。

3 利用する情報の範囲

診断年次： 年から 年診断

4 調査研究方法（院内がん登録のための場合は省略可）

利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、具体的に調査研究方法を記載すること。

添付： 集計表の様式案等

※1 集計表の作成を目的とする調査研究の場合  
作成しようとしている集計表の様式案を添付すること。

※2 統計分析を目的とする調査研究の場合  
実施を予定している統計分析手法を具体的に記述する。

## 5 利用期間

必要な限度の利用期間を記載すること

例： 年 月 日まで又は提供を受けた日から 5 年を経過した年の  
12 月 31 日までの期間の短い方

## 6 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

### (1) 情報の利用場所

### (2) 情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について (組織的)

- 統括利用責任者は、個人情報の漏洩等の事故発生時の対応手順を、整備している。  
(具体的に記載)

#### (物理的)

- 個人情報の利用場所及び保存区画は、他の業務から独立した部屋である。  
 利用責任者は、利用場所への入室を許可する者の範囲を明らかにしている。  
 利用責任者は、利用場所の入退室時の手続きを明らかにしている。  
 機器類（プリンタ、コピー機、シュレッダなど）は、他の業務と共にせず  
利用場所内に設置している。  
 個人情報の保存区画の施錠は、前室と利用場所等、二重にしている。

(具体的に記載)

(3) 情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(技術的)

- システム管理者によって管理されている不正侵入検知・防御システム及びウイルス対策機能のあるルータで接続されたネットワーク環境を構築している。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバは、ログインパスワードの設定を行っている。
- ログインパスワードを 8 衔以上に設定し、第三者が容易に推測できるものは避けている。
- ログインパスワードを定期的に変更し、以前設定したものを使い回しは避けている。
- ログインパスワードを第三者の目につくところにメモしたり、貼付したりしていない。
- 外部ネットワークと接続する電子媒体 (USB メモリ、CD-R など) を、情報を取り扱う PC 等に接続する場合は、ウイルス等の不正なソフトウェアの混入がないか、最新のウイルス定義パターンファイルを用いて確認している。
- 情報を取り扱う PC 等は、安全管理上の脅威 (盜難、破壊、破損)、環境上の脅威 (漏水、火災、停電) からの保護にも配慮している。
- 個人情報を取り扱う PC 等は、スタンドアロン又は物理的若しくは論理的に外部ネットワークから独立した有線の環境である。
- 個人情報を取り扱う PC 及びサーバは、生体計測 + ID・パスワード等の 2 要素認証としている。
- 情報を取り扱う PC 及びサーバにチェーン固定等の盜難防止策を講じている。  
(具体的に記載)

(4) 情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について  
(物理的)

- 情報を含む電子媒体及び紙媒体を保管する鍵付きキャビネット等を整備している。
- 情報を保存するロッカー、キャビネットは、施錠可能な利用場所に設置している。

(具体的に記載)

## 7 調査研究成果の公表方法及び公表予定期

複数の媒体で公表予定の場合は、公表予定期を含めて全て記載すること。

例： 年 月頃 ○○がん学会学術集会にて発表予定

年 月頃 ○○がん学会雑誌に論文投稿予定

年 月頃 ホームページにて公表予定

## 8 情報等の利用後の処置

例：情報の移送用の CD-R : 裁断

サーバ・コンピュータ内の情報及び中間生成物：物理的削除

試行的に作成した集計表や中間分析結果等の中間生成物の印刷物：溶解

## 9 その他

事務担当者及び連絡先等を記載すること。

他、必要事項があれば記載すること。

様式 2-3

年　月　日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者 印

情報の提供の申出に係る誓約書（申出）

このことについて、別紙に署名又は記名押印した者は、個人情報の保護に十分留意し、許可された用途以外に使用しないことを遵守します。

(別紙：様式2－3関係)

### 利用者一覧

	利用予定者 署名・記名	押印 (記名の場合)	所属
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※欄が不足した場合は、適宜追加し記載すること。

様式 3

年　月　日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者 印

情報の利用の必要性について

年　月　日付けて提供の申出を行う情報については、下記のとおり、その利用を必要とするものですので、よろしくお取り計らい願います。

記

様式4－1

年　月　日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者 印

### 調査研究等の委託に係る契約について

このことについて、 年　月　日付けで提供の申出を行った情報については、調査研究を(委託者名)から委託されています。現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

#### 記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式 4－2

年　月　日

鹿児島県知事 殿

提供依頼申出者 印

調査研究等の委託に係る契約について

このことについて、 年　月　日付けで提供の申出を行った情報について  
は、一部の解析等を(受注者名)に委託することとしていますが、現在、委託契約手続きを進めており、申出文書に契約関係書類の写しを添付することができません。

当該契約関係書類の写しについては、契約締結後速やかに送付しますが、現時点において、契約書又は覚書に、情報等の適正な管理や情報保護等に関して、下記の事項を明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、受注者における利用者についても、誓約書を提出することを申し添えます。

記

- 1 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- 2 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- 3 関係資料の適正管理義務に関する事項
- 4 提供を受けた情報の利用及び提供等の制限に関する事項
- 5 調査研究の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- 6 業務の再委託の禁止に関する事項
- 7 提供を受けた情報の管理状況についての検査に関する事項
- 8 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- 9 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

## 形式点検書

確認日： 年 月 日  
確認者：

点検・審査事項	主な点検事項	チェック
(1) 情報の利用目的	・矛盾がないことを証明するために、法第 18 条から第 21 条までに規定されている目的の調査研究である旨が分かる書類（研究計画書等）が添付されていること。	
	・第 21 条に規定されている目的の場合には、倫理審査委員会の進捗状況に関する記載があること。	
	・第 21 条第 8 項の規定に基づく場合、実績を 2 以上有することを証明する書類（論文・報告書等）が添付されていること。	
(2) 都道府県がん情報等が提供されることについての同意	・同意を得ていることが分かる書類が添付されていること。 ・附則第 2 条第 1 項に該当する調査研究の場合は、政令附則第 2 条第 3 項に該当する調査研究であること及び同意代替措置に関する指針に従った措置が講じられていることを判断できる書類が添付されていること。	
(3) 情報を利用する者の範囲	・利用する登録情報及び調査研究方法と照らし、具体的な役割と、それに対応する者が全て含まれていること。	
	・署名又は記名押印した誓約書が添付されていること。	
(4) 利用する情報の範囲	・市町村等への提供及びがんに係る調査研究を行う者への提供に係る申出の場合は、診断年次、地域、がんの種類、生存確認情報の必要性の有無、属性的範囲等が、記載されていること。	
	・病院等への提供に係る申出の場合は、診断年次が記載されていること。	
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・利用する登録情報と調査研究方法の関係が記載されていること。	
	・集計表の作成を目的とする調査研究の場合は、集計表の様式例案が添付されていること。	
	・統計分析を目的とする調査研究の場合は、実施を予定している統計分析手法並びに当該分析に利用する登録情報の関係が記載されていること。	
(6) 利用期間	・法第 27 条又は第 32 条及び関連する政令に定める限度内であること。	

(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・情報の利用場所について記載されていること。	
	・情報の利用場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報の利用時の電子計算機等の物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
	・情報、中間生成物及び成果物を保存する媒体の種類及びその保管場所並びに保管場所の組織的、物理的及び技術的安全管理措置状況について記載されていること。	
(8) 調査研究成果の公表方法及び公表時期	・研究成果の公表予定時期が記載されていること。	
	・提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	
(9) 情報の利用後の処置	・利用後の廃棄に関して記載されていること。	

## 審査報告書

確認日： 年 月 日

確認者：

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
(1) 情報の利用目的	・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)		
(2) 都道府県がん情報等が提供されることについての同意	・法第21条第3項又は第8項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。		
(3) 情報を利用する者の範囲	・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第21条第3項又は第8項に係る申出の場合、提供依頼申出者がんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。		
(4) 利用する情報の範囲	・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。		
(5) 利用する登録情報及び調査研究方法	・提供可能な情報であるか。 ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町村の識別を目的とするものではないこと。		
(6) 利用期間	・調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。		

(7) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		
(8)結果の公表方法及び公表時期	・調査研究方法と調査研究成果の公表方法と公表時期が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。		
(9)情報の利用後の処置	・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。		

様式 6 - 1

年　月　日

提供依頼申出者 殿

鹿児島県知事 印

申請された情報の提供について

年　月　日付けで提供依頼申出された情報について、提供することとなりましたのでお知らせします。

記

提供番号：

様式 6 - 2

年　月　日

提供依頼申出者 殿

鹿児島県知事 印

申請された情報の提供について

年　月　日付けで提供依頼申出された情報について、下記の理由により、  
提供しないこととなりましたので御了承ください。

記

理由：

様式 6 - 3

年　　月　　日

病院等の管理者 殿

鹿児島県知事 印

申請された情報の提供について

標記について、 年 月 日付で申請された情報（請求番号 XXXX-XXXX）について、 提供することとなりましたのでお知らせします。

記

提供番号：

様式 6－4

提供番号	申請年月日	利用目的	利用範囲	申請者	公表時期	報告受理日	廃棄年月日
4-30-0001	H30.10.10						

様式 7

年　月　日

鹿児島県知事 殿

利用者 印

### 廃棄処置報告書

年　月　日付けで提供が決定された情報について、当該利用期間が終了（利用が終了）したため、下記のとおり、提供を受けた情報の廃棄処置に関して報告します。

記

1 処置年月日

年　月　日

2 廃棄処置方法

※申出文書に記載した利用後の処置と異なる場合はその理由を記すこと。

様式 8

年　　月　　日

鹿児島県知事 殿

利用者　印

### 実績報告書

年　　月　　日付で提供が決定された情報について、当該利用期間が終了（利用が終了）したため、別添のとおり、提供を受けた情報の利用実績に関して報告します。

※別添として、当該調査研究に係る成果資料（論文、学会発表抄録、書籍、ウェブサイト、会議資料等）を添付すること。

## 全国がん登録 情報の提供の利用規約

平成31年1月1日

鹿児島県知事

### 1. 総則

- (1) 本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下、「法」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、知事から情報の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- (2) 本規約は、提供依頼申出者及び利用者によって、本規約を遵守すること等を内容とした情報の提供の申出に係る誓約書（以下「誓約書」という。）が提出される際に併せて、知事に提出されるものである。
- (3) 情報を提供するために必要な一切の手段については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年省令第127号。以下「省令」という。）、「全国がん登録情報の提供マニュアル」（平成30年3月13日付け健発0313第2号厚生労働省健康局長通知別添。以下「マニュアル」という。）、知事が定める鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）及び本規約に特別の定めがある場合を除き、知事がその責任において定める。
- (4) 提供依頼申出者及び利用者は、日本国の法令、マニュアル及び事務処理要綱等に基づき、本規約を履行しなければならない。
- (5) 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (6) 本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、マニュアルの用語の定義に従うものとする。

### 2. 情報の提供及び利用

- (1) 利用者は、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、提供を受けた情報を利用するものとする。
- (2) 利用者は、本規約、誓約書、申出文書、事務処理要綱等に従って情報を利用するものとする。
- (3) 利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

### 3. 管理

- (1) 利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、マニュアル及び申出文書に記載され

た管理方法又は知事により指示を受けた管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。

(2) 利用期間が5年を越える場合には、5年毎を目途として、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を用いて、利用状況を報告する。また、知事が提供依頼申出者に利用状況の報告を求めた場合、提供依頼申出者は随時対応することとし、報告を求められた時から1週間以内に報告を行うものとする。

#### 4. 利用の制限

(1) 個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、鹿児島県全国がん登録情報有識者会議（以下「会議」という。）が特に認める場合を除き、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。

- ① 他の個人情報と連結しないこと。
- ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。
- ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。
- ④ 提供依頼申出者及び利用者は、都道府県がん情報の匿名化された情報について、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。

#### 5. 作業委託

(1) 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。

(2) 提供依頼申出者は、(1)で認められた範囲内で、提供された情報を用いた調査研究の一部を委託することができるものとする。ただし、同委託を受けた者を利用するとする誓約書を知事に提出することを条件とする。

#### 6. 欠陥及び障害等

(1) 提供依頼申出者は、情報の提供媒体を受領した後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに窓口組織に申し出るものとする。

(2) (1)において、提供依頼申出者はデータの受領後14日以内に、窓口組織に対して提供媒体の交換を申し出ることができるものとする。その際、提供依頼申出者は、窓口組織に当該データを返却し、窓口組織は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。

(3) (1)の障害が窓口組織の帰責事由による場合は、提供依頼申出者からの返却にか

かる費用及び知事からの再送付の費用は窓口組織が負担するものとする。ただし、その障害が提供依頼申出者の媒体の取扱い時に生じた傷など、提供依頼申出者の帰責事由による場合は、当該費用は提供依頼申出者が負担するものとする。

## 7. 申出文書等の変更

- (1) 提供依頼申出者は、以下の①～⑦に係る申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出するものとする。
- ① 利用者的人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合
  - ② 利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）
  - ③ 成果の公表形式を変更する場合
  - ④ 利用期間の延長を希望する場合
  - ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
  - ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
  - ⑦ その他、⑥以外の微細な修正を行う場合
- (2) 提供依頼申出者は、(1) ③～⑥までに掲げる申出文書の内容を変更する必要があるときは、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出し、再度、有識者会議の審査を受けるものとする。かかる変更を行う場合において、利用者は、知事から応諾の通知がない限り、当該変更を行った後に情報の利用を行ってはならない。利用者は、知事より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

## 8. 利用期間

- (1) 利用者は、情報を申出文書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。なお、都道府県がん情報については、利用期間は利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間であり、審議会等で必要と認められた場合のみ利用を開始した日から起算して15年を経過した日の属する年の12月31日又は申出文書に記載した期間の末日のいずれか早い日までの間である。
- (2) (1)において、期限を超えて情報を利用する必要が生じた場合は、提供依頼申出者は、窓口組織に利用期間の終了日を修正した申出文書を提出し、期限内に知事の応諾を得るものとする。なお、利用期間の延長については、延長理由等を考慮し必要に応じて認められるものであるが、利用期間の延長を希望する時点で、既に公表に至るまでの手続きが進行中（査読の結果待ちなど）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書面を添えて知事に提出することにより代えることができるものとする。

ただし、当該手続き中に当初の申出内容に照らして公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、窓口組織に申出文書を提出し、再度有識者会議の審査を受ける必要となるものとする。

(3) 利用期間を超過した場合（提供依頼申出者があらかじめ延長の申出を行い、応諾されなかった場合を含む。）は、利用者は、知事からの情報の廃棄の指示に速やかに従うものとする。

#### 9. 監査等

提供依頼申出者及び利用者は、知事又はそれから指示された適切な第三者により、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての監査を行う旨の通知を受けた場合に、当該者が業務時間内に提供依頼申出者及び利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求められた際には、適切に対応するものとする。

#### 10. 情報の紛失・漏えい等

(1) 利用者は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに窓口組織へその内容及び原因を報告し、知事の指示に従うものとする。

(2) (1)における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、提供依頼申出者が再度提供を希望する場合は、窓口組織に申し出た後、知事が応諾した際には、必要な手続き等を行うものとする。

#### 11. 情報の処理

(1) 提供依頼申出者は、申出文書等に基づく利用者全員による情報の利用終了後（申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。），ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物をマニュアルの手続きに従って廃棄し、廃棄処置報告書により、知事へ報告するものとする。

(2) 利用期間終了前に知事が情報の廃棄を請求したとき（利用者による本規約の違反又は知事の判断による情報の提供の停止の場合を含む。）は、(1)に定める廃棄の手続きに従わなければならないものとする。

(3) 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により、研究の達成が困難となった場合は、速やかに実績報告書に理由を記載して窓口組織に報告するとともに、情報を廃棄するものとする。

#### 12. 成果の公表

(1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定期までに公表するも

のとする。

(2) 利用者は、公表予定の内容について、公表前に窓口組織に報告する。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。

① 論文への公表予定の場合

投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。

② 学会又は研究会等への公表予定の場合

学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。

(3) (1) の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は、有識者会議が特に認める場合はこの限りではない。

① 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。

② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。

④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。

⑤ 他の公表値と組み合わせて利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。

(4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。

(5) 申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、窓口組織に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。

(6) 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に実績報告書により知事へ利用実績を報告するものとする。

### 13. 解除

提供依頼申出者は、以下の①～⑤の事由のいずれかが発生したときは、知事から本規約の解除の通知を受けることとなるが、その場合は、提供依頼申出者はただちに解除を受け入れなければならないものとする。

- ① 利用者が本規約に違反したとき。
- ② 利用者において、情報の取扱いに関し、重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。
- ③ 申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断したとき。
- ④ 提供依頼申出者が知事に対し、申出文書等の記載事項の変更の申請を行い、知事において審査した結果、これを不応諾としたとき。
- ⑤ 利用者が情報の利用を行うことが不適切であると知事が判断したとき。

#### 14. 法及び規約に違反した場合の措置

- (1) 利用者は、法に違反した場合は、法第6章の規定に基づき、罰則が適用されることとなる。
- (2) 利用者は、本規約に違反し、又は利用者に本規約の解除に当たる事由が存すると認められる場合には、本規約の解除の有無にかかわらず、知事から、以下の①～②の措置が執られる場合があることを十分に理解した上で、情報を利用するものとする。
  - ① 利用者に対して情報及び中間生成物の廃棄を行わせ、以後の利用を中止させること
  - ② 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること、利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。

#### 15. 本規約の有効期間

本規約は、廃棄処置報告書及び実績報告書が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。

#### 16. その他

利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに窓口組織に相談するものとする。

## 匿名化が行われた全国がん登録情報の利用規約

平成31年1月1日

鹿児島県知事

### 1. 総則

- (1) 本規約は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下、「法」という。）の規定に基づき、提供依頼申出者及び利用者が、知事から匿名化が行われた都道府県情報の提供を受け、利用するにあたって遵守すべき利用規約を定めるものである。
- (2) 本規約は、提供依頼申出者及び利用者によって、本規約を遵守すること等を内容とした情報の提供の申出に係る誓約書（以下「誓約書」という。）が提出される際に併せて、知事に提出されるものである。
- (3) 情報を提供するために必要な一切の手段については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号。以下「政令」という。）、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年省令第127号。以下「省令」という。）、「全国がん登録情報の提供マニュアル」（平成30年3月13日付け健発0313第2号厚生労働省健康局長通知別添。以下「マニュアル」という。）、知事が定める鹿児島県がん登録評価事業情報提供事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）及び本規約に特別の定めがある場合を除き、知事がその責任において定める。
- (4) 提供依頼申出者及び利用者は、日本国の法令、マニュアル及び事務処理要綱等に基づき、本規約を履行しなければならない。
- (5) 本規約に定める請求、通知、報告、申出、応諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- (6) 本規約に関して用いる言語は、日本語とする。なお、本規約で使用する用語は、マニュアルの用語の定義に従うものとする。

### 2. 情報の提供及び利用

- (1) 利用者は、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、本規約に従い、提供を受けた情報を利用するものとする。
- (2) 利用者は、本規約、誓約書、申出文書、事務処理要綱等に従って情報を利用するものとする。
- (3) 利用者は、知事が利用の停止を含め、提供した情報に関する指示をした場合、その指示に従うものとする。

### 3. 管理

- (1) 利用者は、提供を受けた情報を廃棄するまで、マニュアル及び申出文書に記載された管理方法又は知事により指示を受けた管理方法に基づき適正に情報を管理するものとする。
- (2) 利用期間が5年を越える場合には、5年毎を目途として、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を用いて、利用状況を報告する。また、知事が提供依頼申出者に利用状況の報告を求めた場合、提供依頼申出者は随時対応することとし、報告を求められた時から1週間以内に報告を行うものとする。

#### 4. 利用の制限

- (1) 個人の同意、病院等の個別の了承がある場合又は、鹿児島県全国がん登録情報有識者会議（以下「会議」という。）が特に認める場合を除き、利用者は、以下の①～④に即し、提供された情報について、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないように利用しなければならないものとする。
  - ① 他の個人情報と連結しないこと。
  - ② 個人・病院等を特定するために、調査研究成果を利用しないこと。
  - ③ 提供された情報について、偶然に特定の個人を識別しうる場合にあっては、その知見を利用しないこと。また、速やかに窓口組織にその旨を報告すること。
  - ④ 提供依頼申出者及び利用者は、都道府県がん情報の匿名化された情報について、応諾された場合を除き、加工済みの情報を提供されることについて同意して利用すること。

#### 5. 作業委託

- (1) 提供依頼申出者が国、都道府県又は市町村である場合を除き、提供依頼申出者は、提供された情報を用いた調査研究の全部又は主要な部分を委託してはならないものとする。
- (2) 提供依頼申出者は、(1)で認められた範囲内で、提供された情報を用いた調査研究の一部を委託することができるものとする。ただし、同委託を受けた者を利用するとする誓約書を知事に提出することを条件とする。

#### 6. 欠陥及び障害等

- (1) 提供依頼申出者は、情報の提供媒体を受領した後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したときは、直ちに窓口組織に申し出るものとする。
- (2) (1)において、提供依頼申出者はデータの受領後14日以内に、窓口組織に対して提供媒体の交換を申し出ることができるものとする。その際、提供依頼申出者は、窓口組織に当該データを返却し、窓口組織は、障害を確認した上で交換に応じるものとする。

(3) (1) の障害が窓口組織の帰責事由による場合は、提供依頼申出者からの返却にかかる費用及び知事からの再送付の費用は窓口組織が負担するものとする。ただし、その障害が提供依頼申出者の媒体の取扱い時に生じた傷など、提供依頼申出者の帰責事由による場合は、当該費用は提供依頼申出者が負担するものとする。

## 7. 申出文書等の変更

- (1) 提供依頼申出者は、以下の①～⑦に係る申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出するものとする。
- ① 利用者的人事異動等に伴う所属・連絡先、氏名に変更が生じた場合
  - ② 利用者を追加又は除外する場合（ただし、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような利用者の重大な変更を除く）
  - ③ 成果の公表形式を変更する場合
  - ④ 利用期間の延長を希望する場合
  - ⑤ 利用者がセキュリティ要件を修正する場合
  - ⑥ その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合
  - ⑦ その他、⑥以外の微細な修正を行う場合
- (2) 提供依頼申出者は、(1) ③～⑥までに掲げる申出文書の内容を変更する必要があるときは、情報の提供に関する申出文書及び当該箇所を修正した申出文書を窓口組織に提出し、再度、有識者会議の審査を受けるものとする。かかる変更を行う場合において、利用者は、知事から応諾の通知がない限り、当該変更後の条件による情報の利用を行ってはならない。利用者は、知事より不応諾の通知がなされた場合は、その指示に従うものとする。

## 8. 利用期間

- (1) 利用者は、情報を申出文書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。
- (2) (1)において、期限を超えて情報を利用する必要が生じた場合は、提供依頼申出者は、窓口組織に利用期間の終了日を修正した申出文書を提出し、期限内に知事の応諾を得るものとする。なお、利用期間の延長については、延長理由等を考慮し必要に応じて認められるものであるが、利用期間の延長を希望する時点で、既に公表に至るまでの手続きが進行中（査読の結果待ちなど）の場合には、延長が必要な理由及び希望する延長期間を記載した申出文書に、当該手続き中であることが確認できる書面を添えて知事に提出することにより代えることができるものとする。
- ただし、当該手続き中に当初の申出内容に照らして公表内容に大きな変更を必要とするような大幅な研究の修正が生じる場合には、窓口組織に申出文書を提出し、再度有識者会議の審査を受ける必要となるものとする。
- (3) 利用期間を超過した場合（提供依頼申出者があらかじめ延長の申出を行い、応諾さ

れなかった場合を含む。)は、利用者は、知事からの情報の廃棄の指示に速やかに従うものとする。

## 9. 監査等

提供依頼申出者及び利用者は、知事又はそれから指示された適切な第三者により、情報の利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法についての監査を行う旨の通知を受けた場合に、当該者が業務時間内に提供依頼申出者及び利用者の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類の閲覧を求められた際には、適切に対応するものとする。

## 10. 情報の紛失・漏えい等

- (1) 利用者は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、速やかに窓口組織へその内容及び原因を報告し、知事の指示に従うものとする。
- (2) (1)における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、提供依頼申出者が再度提供を希望する場合は、窓口組織に申し出た後、知事が応諾した際には、必要な手続き等を行うものとする。

## 11. 情報の処理

- (1) 提供依頼申出者は、申出文書等に基づく利用者全員による情報の利用終了後(申出文書に記載した目的が達成できないことが判明した場合を含む。), ハードディスク、紙媒体等の情報及び中間生成物をマニュアルの手続きに従って廃棄し、廃棄処置報告書により、知事へ報告するものとする。
- (2) 利用期間終了前に知事が情報の廃棄を請求したとき(利用者による本規約の違反又は知事の判断による情報の提供の停止の場合を含む。)は、(1)に定める廃棄の手続きに従わなければならないものとする。
- (3) 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等、真にやむを得ない事情により、研究の達成が困難となった場合は、速やかに実績報告書に理由を記載して窓口組織に報告するとともに、情報を廃棄するものとする。

## 12. 成果の公表

- (1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。
- (2) 利用者は、公表予定の内容について、公表前に窓口組織に報告する。特に、以下の①及び②の場合は、報告時期について留意するものとする。
  - ① 論文への公表予定の場合

投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に報告する。

② 学会又は研究会等への公表予定の場合

学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。

(3) (1) の公表に当たっては、利用者は、原則、以下の①～⑤その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町村又は病院等の個別の了承がある場合又は、有識者会議が特に認める場合はこの限りではない。

① 提供を承認された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。

② がん種別、年齢別、市町村別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。

③ 特定の市町村に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町村に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。

④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。

⑤ 他の公表値と組み合わせて利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。

(4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。

(5) 申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、窓口組織に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。

(6) 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に実績報告書により知事へ利用実績を報告するものとする。

### 13. 解除

提供依頼申出者は、以下の①～⑤の事由のいずれかが発生したときは、知事から本規約の解除の通知を受けることとなるが、その場合は、提供依頼申出者はただちに解除を受け入れなければならないものとする。

① 利用者が本規約に違反したとき。

② 利用者において、情報の取扱に関し、重大な過失又は背信行為があると知事が判断したとき。

③ 申出文書に記載された調査研究等の目的が達成できる見込みがないと知事が判断し

たとき。

- ④ 提供依頼申出者が知事に対し、申出文書等の記載事項の変更の申請を行い、知事において審査した結果、これを不応諾としたとき。
- ⑤ 利用者が情報の利用を行うことが不適切であると知事が判断したとき。

#### 14. 法及び規約に違反した場合の措置

- (1) 利用者は、法に違反した場合は、法第6章の規定に基づき、罰則が適用されることとなる。
- (2) 利用者は、本規約に違反し、又は利用者に本規約の解除に当たる事由が存すると認められる場合には、本規約の解除の有無にかかわらず、知事から、以下の①～②の措置が執られる場合があることを十分に理解した上で、情報を利用するものとする。
  - ① 利用者に対して情報及び中間生成物の廃棄を行わせ、以後の利用を中止させること
  - ② 一定の期間又は期間を定めずに情報の提供の申出を受け付けないこととすること、研究成果の公表を行わせないこととすること、利用者の氏名又は所属機関名を公表すること。

#### 15. 本規約の有効期間

本規約は、廃棄処置報告書及び実績報告書が提出されて、その内容が確認されるまで効力を有するものとする。

#### 16. その他

利用者は、本規約に定める事項の解釈及び本規約に定めのない事項について疑義又は紛争が生じたときは、速やかに窓口組織に相談するものとする。



鹿児島県がん登録報告書  
令和元年（2019）診断症例  
令和5年3月

発行  
鹿児島県くらし保健福祉部  
健康増進課

編集  
(公財)鹿児島県民総合保健センター  
総務企画部 がん登録室

〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
TEL 099-286-2721  
Email kenzo@pref.kagoshima.lg.jp

〒890-8511  
鹿児島市下伊敷三丁目1番7号  
TEL 099-220-2993  
Email gtouroku@kpchc.or.jp

